

創業者支援資金「百年・みらい」

（2023年7月3日現在）

1. 商品名（愛称）	創業者支援資金「百年・みらい」
2. ご利用いただける方	当金庫の会員または会員資格を有し、以下のいずれかの条件を満たす法人または個人事業主のお客さま ① Iタイプ：創業する方で、Iタイプ：当庫において県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金」または「市町村の創業資金」を同時申込の方 ② IIタイプ：当金庫において県制度融資「創業者・再チャレンジ支援資金」または、「市町村の創業資金」を利用中の創業後5年未満の方
3. 資金用途	創業するため、または創業により事業の実施に必要な運転資金および設備資金
4. お借入金額	・500万円以内、かつ、Iタイプの方は、制度融資の申込金額以内となります。
5. お借入期間	① Iタイプ ・設備 10年以内（据置2年以内） ・運転 5年以内（据置1年以内） ・運転設備 10年以内（据置1年以内） ただし、県制度融資の申込期間以内となります。 ② IIタイプ ・設備 10年以内（据置2年以内） ・運転 5年以内（据置6ヶ月以内） ・運転設備 10年以内（据置1年以内）
6. 担保・保証人	【法人のお客さま】法人代表者 【個人事業主のお客さま】不要
7. ご返済方法	・元金均等返済または元利均等返済 ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・融資利率は、変動金利となります。 詳しくは店頭でご確認ください。
9. 金利特典	・商工会議所、商工会員の場合、▲0.1%金利を引下げいたします。 同時入会の方も対象となります。
10. 手数料・保証料	・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しきん相談所にお問合わせください。

◎ お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。